

徳島県訓令第10号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局  
徳島県教育委員会事務局  
徳島県人事委員会事務局  
徳島県 監 査 事 務 局  
徳島県労働委員会事務局  
徳島県収用委員会事務局  
徳 島 県 警 察 本 部  
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「係る事案」の下に「のうち、副知事が担任する事務に係るもの」を加え、「（次に掲げる事案にあつては、全ての副知事）」を削り、同項各号を削る。

第十九条の表知事の事務部局の知事の項中「にあつては政策監（同条第二項各号に掲げる）」を「（副知事が担任する事務に係るものを除く。）にあつては政策監（担任する副知事が二人である事務に係る）」に、「同条第二項各号に掲げるもの」を「副知事が担任する事務に係るもの」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年七月七日から施行する。